

「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関するILO条約と職場の課題

講師：井上 久美枝 さん、柚木 康子 さん
(所属等は内容欄を参照)



開催概要

日時：2020年11月27日
場所：駄ヶ谷区民会館
参加人数：16人
担当：労働委員会

2019年5月にハラスメント対策関連法が成立したが、ILO190号条約で求められている禁止規定がない、被害者・行為者の範囲が限定的であるなど、十分な内容とは言えないことから、国内法とILO条約を学習するとともに、マタハラ裁判事例から見る日本のハラスメントの実態について講師から話を聞いた。

1. ILO第190号条約について

講師：井上 久美枝さん（写真左）

日本労働組合総連合会（連合）総合政策推進局長、国際婦人年連絡会労働委員会座長、労働政策審議会雇用環境・均等分科会労働側委員

2. マタハラ高裁判決から見る職場の課題

講師：柚木 康子さん（写真右）

元全石油昭和シェル労働組合副委員長、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）世話人、均等待遇アクション21など労働NGOでも活動

意見交換では、全労連から、職場におけるハラスメントに対する具体的な取り組みや対策事例が報告された。